

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月17日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（平成11年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の作成方法) 第4条 行政文書を作成する場合は、 <u>常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）</u> 、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により平易簡明な口語体にしなければならない。ただし、教育長が別に定めるものにあつては、この限りでない。 2・3 [略]	(行政文書の作成方法) 第4条 行政文書を作成する場合は、 <u>常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）</u> 、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により平易簡明な口語体にしなければならない。ただし、教育長が別に定めるものにあつては、この限りでない。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。